

平成 26 年 11 月 11 日

公明党税制調査会長 齊藤鉄夫様

厚生労働部会長 古屋範子様

## 平成 27 年度税制改正に関する要望

一般社団法人日本難病・疾病団体協議会

代表理事 伊藤たてお

〒162-0822 東京都新宿区下宮比町 2-28

飯田橋ハイタウン 610 号

TEL03-6280-7734 FAX03-6280-7735

難病患者や小児慢性特定疾患児は、その多くが原因不明の痛みや症状に悩まされ、日常生活、社会生活に制限や制約を受けて生活しています。重症患者等で、上肢下肢や視覚、聴覚など身体機能の障害者として身体障害者手帳の交付を受けている人たちもいますが、体調が日々変動することや、痛みやしびれ、倦怠感などは数値で測りづらいなどのこともあり、日常生活や社会生活に支障はあっても、身体障害者手帳の交付を受けられないために、障害福祉サービスや就労支援の対象とならず、「制度の谷間」となっている者が多くいます。

今年 5 月、念願の難病の患者等に対する医療等に関する法律（難病法）が成立し、その基本理念には、「社会福祉その他の関連施策との有機的連携に配慮しつつ、総合的な対策が行われなければならない」と定められました。平成 23 年 8 月には障害者基本法における障害者の定義に、「その他の心身の機能の障害」として難病等による障害も、身体、精神、知的とともに障害であることが規定され、平成 25 年 4 月に施行された障害者総合支援法では、難病患者等も障害福祉サービスの対象に追加されました。

こうした経過をふまえ、税制改正においては、難病患者や小児慢性特定疾患児の長期にわたる療養と社会生活を支える総合的な対策を実現すべく、現在、身体障害者等に限定されている税制上の優遇措置の対象者に、難病患者や長期療養患者世帯等も追加することを要望します。

## 記

1. 障害者と同様、難病等患者にも次の税制優遇措置を追加してください。

- ① 所得税および個人住民税における障害者控除および特別障害者控除
- ② 合計所得金額が125万円以下の障害者等についての個人住民税非課税措置
- ③ 相続税における障害者控除および特別障害者控除
- ④ 特別障害者扶養信託契約に基づく信託受託権の贈与税非課税措置
- ⑤ 少額預金の利子等の所得税および個人住民税非課税措置

2. 難病患者のいる世帯や在宅介護をしている世帯の所得税の成年扶養控除、配偶者控除は廃止しないでください。

3. 医療費控除を改善してください。

- ① 難病患者や長期療養者については、実際に支払った総額から差し引く金額（現在10万円）を、大幅に引き下げてください。
- ② 在宅及び入院介護にかかる諸費用も、医療費、医療材料費、差額室料、入院食事代とともに合算して控除できるようにしてください。

4. 消費税のこれ以上の増税は慎重に検討してください。

5. 消費税に、難病患者、長期療養患者、低所得世帯の生活必需品等の軽減税率を早急に設けてください。

6. 積雪地域に住む難病患者の冬期生活に必要な暖房費用の控除制度を創設してください。

7. 難病や長期療養の必要な患者団体に寄付した場合の優遇措置（寄付金控除の適用）を講じてください。